

大阪府監査委員告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年12月19日

大阪府監査委員 和田 秋夫
 同 赤木 明夫
 同 清水 涼子
 同 藤原 敏司
 同 大西 寛文

指示事項に対する措置 （会計処理について）

監査対象機関名	大阪府職業能力開発協会	
監査実施年月日	平成25年1月17日から同月18日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>大阪府職業能力開発協会の計算書類の会計処理基準を確認したところ、協会の会計規程等に沿っておらず、改善すべき事案があった。</p> <p>1 準拠する会計基準について 協会の会計規程では、会計処理は公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）（以下「20年基準」という。）に準拠して処理するものとしているにもかかわらず、現状の計算書類の構成は、20年基準ではなく、公益法人会計基準（昭和60年9月17日公益法人指導連絡会議決定）に準拠して処理していた。</p> <p>2 賞与引当金について 協会では賞与引当金を計上していないが、翌期6月に支給する賞与（支給対象期間は12月2日から6月1日まで）のうち当期に帰属する支給見込額（3月末の決算日までに発生したと見込まれる額）については、賞与引当金として計上する必要があ</p>	<p>1 準拠する会計基準について 会計基準については、当協会会計規程どおり、公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）に準拠して処理するため、会計ソフトを変更し、平成26年1月1日から同基準に基づき処理をしている。</p> <p>2 賞与引当金について 平成25年度において、賞与引当金を計上した。</p> <p>3 ファイナンスリース取引について 平成25年度決算処理で、ファイナンスリースについて、資産計上をした。</p> <p>4 事業費と管理費の区分について 人件費について、事業費人件費と管理費人件費を区分して処理した。</p>

る。

3 ファイナンス・リース取引について

協会では、平成22年度にパソコン17台、プリンター2台及びサーバーに外付けするハードディスク1台(合計350万円)を一括してリース契約しているが、この取引を賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。

この取引は、ファイナンス・リース取引に該当するため、20年基準に基づき、売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う必要がある。

4 事業費と管理費の区分について

現在、協会では、人件費を全て管理費に計上しているが、事業に係る直接的な業務及び事業を管理するための業務を行っている役職員の人件費は事業費として計上する必要がある。